

2 準保護地域

1 掘削

温泉の掘削は、既存源泉との距離が温泉地の実情を考慮して定めた次の距離以内のものについては原則として認めないものとする。ただし、温泉保護地域の掘削に掲げる除外項目に該当する場合は、この限りでない。

設定地区	地域の範囲	制限距離
1 弟子屈・鑑別温泉	弟子屈町字弟子屈の一部、字テシの一部、字鑑別の一部 (弟子屈町2、3、4、5、7丁目、8丁目の一部、鑑別公住、鑑別温泉、高台)	200m
	弟子屈町字弟子屈の一部、字弟子屈原野の一部、字鑑別の一部(弟子屈町1丁目、旭町、日の出町、下鑑別)	150m
2 仁伏温泉	弟子屈町字サランチサップの一部	100m
3 濁川温泉	森町字濁川の一部	150m
4 竹浦、北吉原、萩野、石山、白老、社台地域	白老町字竹浦の一部、字北吉原の一部、字萩野の一部、字石山の一部、字白老の一部、字社台の一部	500m
5 糠平温泉	上士幌町字糠平の一部	120m
6 十勝地域	帯広市の一部、音更町の一部及び幕別町の一部	500m
7 札幌市内平野部	札幌市の一部	500m
8 ひらふ地域	倶知安町字山田の一部及び字樺山の一部	250m

()内は通称名

2 増掘

温泉の増掘は、附近源泉の口径、深度を十分に検討し附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

3 動力装置

動力の装置は、附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。